

# 障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例案<概要>

平成 18 年(2006 年)6 月 5 日

## 1. 制定の背景

- ① 障害者自立支援法（H18.4.1）、発達障害者支援法（H17.4.1）が施行され、市（地方公共団体）の責務として、障がい者、発達障がい者の支援施策に主体的に取り組むことが定められたことに伴い、市の障がい者支援に関する基本方針を明確にするとともに、市民を含めた市全体で取り組むフレームを整備することが必要になっている。
- ② 16 年度バリアフリー化推進功労者内閣総理大臣表彰を受賞するなど、高く評価されている「湖南省発達支援システム」を安定的に運営し、今後さらに発展させるために、制度的基盤を強化する必要がある。

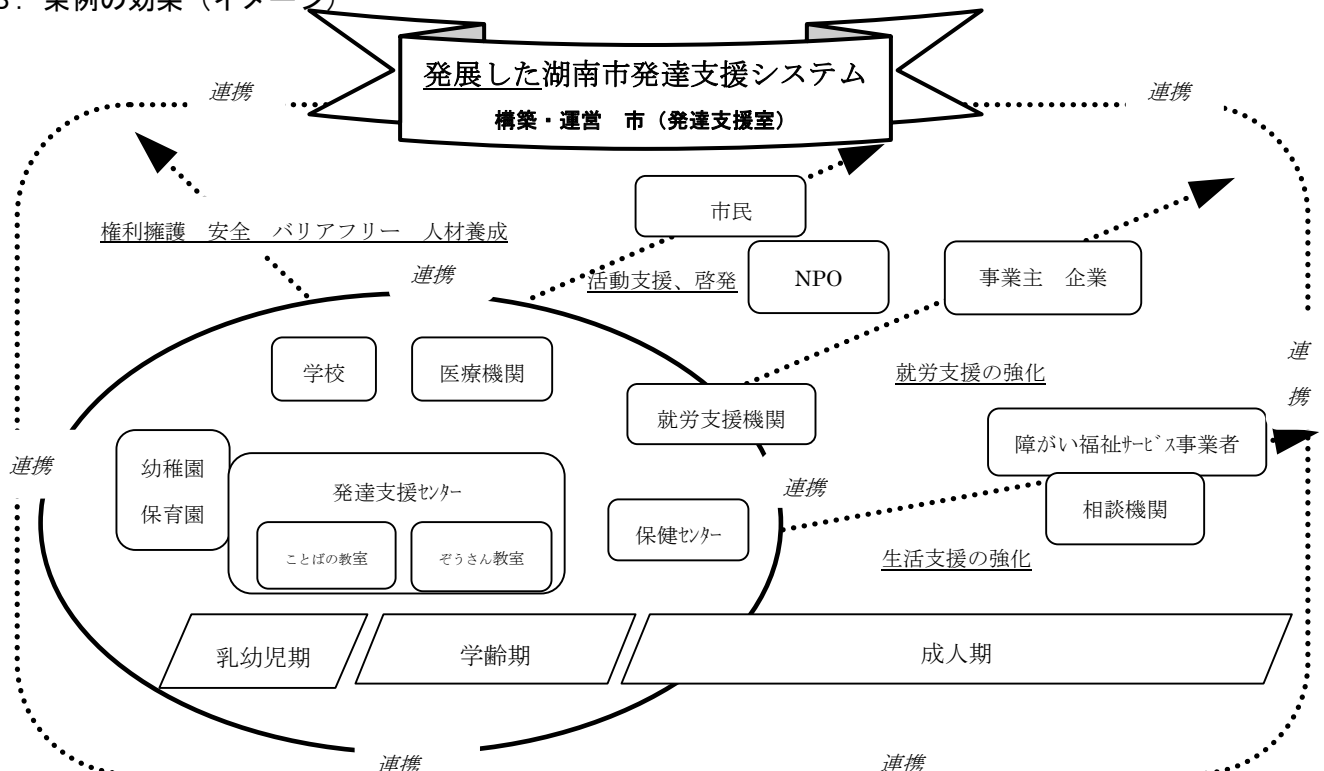
### ○湖南省発達支援システム

平成 14 年度に開始した、支援の必要な人に対し、乳幼児期から学齢期、就労期までの縦の連携、および教育・福祉・保健・就労・医療の横の連携によって支援を提供する湖南省独自の仕組み。

## 2. 条例の目的

- ① 障がい者および発達に支援の必要な児童の自立を支援するための、市、市民および事業主等の責務ならびに各分野ごとに取り組むべき方向を明確にする。
- ② 「湖南省発達支援システム」を障がい者および発達に支援の必要な児童に対する支援の基本的な枠組みとし、ライフステージに合わせて連続的、横断的な支援を実現する。
- ③ 分野横断的に施策のあり方を検討する仕組み、計画的な推進を図る仕組みを構築する。
- ④ ①～③の取り組みにより、障がい者一人ひとりの能力、適性、発達段階および社会環境に応じた保健、福祉、医療、教育および就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進し、もって、障がい者の自立と障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会を実現する。

## 3. 条例の効果（イメージ）



## 4. 条例の概要

### 第1章 総則（第1条～第7条）

- この条例は、保健、福祉、医療、教育及び就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進することで、障がい者の自立と障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会を実現することを目的とする。
- この条例の「障がい者」は、障害者基本法第2条に規定する「障害者」、発達障害者支援法第2条に規定する「発達障害者」とする。
- 市は、障がい者の自立促進、発達障がいの早期発見・早期支援、財政の健全性の確保等の責務を有する。
- 市民は、障がい者を積極的又はさりげなく応援すること、障がいを理由として権利利益を侵害してはならない責務を有する。
- 事業主、障がい者の福祉に携わる事業者、医療機関、幼稚園、保育園、学校は、その事業活動において障がい者に適切に対応する責務を有する。
- 市は、「障がい者の支援に関する基本的計画」を策定する。
- 市は、「湖南省発達支援システム」を構築し、円滑な運営に努める。
- 関係機関は、「湖南省発達支援システム」に参加し、連携することで効果的な支援を行う。

### 第2章 早期発見及び発達支援（第8条～第14条）

- 市は、早期発見、早期発達支援、保育、教育、放課後支援について適切な措置を講じるとともに、心身の発達を総合的に支援するため、専門的な支援を行う施設を設置する。

### 第3章 就労支援（第15条・第16条）

- 市は、就労支援に関する調査を行い、計画を策定し、関係機関と連携して支援を行う。
- 市、商工業団体等は、検討組織を設立し、共同して就労促進に努める。

### 第4章 生活支援（第17条～第20条）

- 市は、障害者自立支援法に基づく支援、その他の支援に努める。
- 市は、権利擁護の施策等が広く利用されるよう支援する。
- 市は、災害時には地域防災計画等に基づき障がい者の安全を確保する。
- 市、市民、事業者は、バリアフリー化を推進する。

### 第5章 支援を広げるための施策（第21条～第23条）

- 市は、市民の理解を深めるため広報・啓発活動を行う。
- 市は、NPO法人等の活動を支援し、福祉サービス事業者の創意工夫に配慮する。
- 市は、専門性を高める研修等を実施する。

### 第6章 湖南省障がい者施策推進協議会（第24条～第30条）

- 市は、「湖南省障がい者施策推進協議会」を設置する。
- 協議会は、基本計画の策定に関し意見を述べ、施策の推進に必要な調査審議を行い、推進状況について検証する。

### 第7章 雑則（第31条・第32条）

- 市は、3年毎に報告書を取りまとめ、議会、協議会に提出し、市民に公表する。

### 付則

- この条例は、交付の日から施行する。
- 制度改正等必要に応じ条例を見直す。